

議案第3号

富津市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市消防委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年5月10日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関としての富津市消防委員会に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市消防委員会条例の一部を改正する条例

富津市消防委員会条例（昭和46年富津市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防の充分なる発展に資し、もって」を削り、「円滑なる」を「円滑な」に改め、「消防委員会」を「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富津市消防委員会」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「次の事項を掌る」を「次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を市長に答申する」に改め、同条第1号中「について市長の諮問に答え又は市長に意見を述べる」を「に關すること」に改め、同条第2号中「、待遇及び消防施設の改善、その他消防に關して議会で意見を述べる」を「及び待遇に關すること」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「消防関係者、議会議員及び学識経験者」を「委員9人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める委員を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 3人

第4条第3項及び第4項を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「2年とする」を「、2年とし、再任を妨げない」に改め、「再任を妨げない。」を削り、「ために」を「ため」に、「その在職期間中」を「、その在職期間」に改める。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条を削る。

第7条第1項中「議長」を「会議」に、「これに当たる」を「招集し、会議の議

長となる」に改め、同条第2項中「委員会」を「会議」に改め、「定数」及び「会議を」を削り、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の定めるところによる。

第8条を次のように改める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部において行う。

第9条を削る。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「必要な事項」を「委員会に關し必要な事項」に、「市長がこれを」を「規則で」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。